

函館市環境管理組織設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の環境管理の体制、権限および責任を明らかにするため、環境管理組織に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「本市」とは、市長部局、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、企業局、病院局および消防本部をいう。

(環境管理組織)

第3条 環境管理組織は、次の各号に掲げる者および機関をもって構成する。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 環境管理総括者 | (7) 環境管理委員 |
| (2) 環境管理副総括者 | (8) 率先行動管理者 |
| (3) 環境管理本部 | (9) 率先行動推進員 |
| (4) 環境管理責任者 | (10) 内部環境監査チーム |
| (5) 環境管理委員会 | (11) 環境管理事務局 |
| (6) 環境管理者 | |

(環境管理総括者)

第4条 環境管理総括者（以下「総括者」という。）は、函館市環境配慮率先行動計画（以下「率先行動計画」という。）を総合的かつ体系的に推進する。

2 総括者は、市長をもって充てる。

3 総括者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本方針の策定、見直しを決定する。
- (2) 環境管理責任者に、率先行動計画を確立、実施、維持および管理する業務を行う責任および権限を付与する。
- (3) 主任監査委員を指名し、率先行動計画の内部環境監査に関する責任および権限を付与する。
- (4) 率先行動計画を効果的に実施および運用するために、必要な人的・物的（技術および技能）および財政的資源を確保する。
- (5) 内部環境監査の実施の指示および内部環境監査計画を承認する。
- (6) 著しい環境側面の特定の確認をする。
- (7) 環境目的および目標の設定および見直しを承認する。
- (8) 環境管理推進体制の整備を承認する。
- (9) 率先行動計画の見直しを決定する。

(環境管理副総括者)

第5条 環境管理副総括者（以下「副総括者」という。）は、総括者を補佐し、総括者に事故あるとき、または総括者が欠けたときは、環境部所管副市長がその職務を代理する。

2 副総括者は副市長、教育長、公営企業管理者をもって充てる。

3 副総括者は、所管する実行部門の率先行動を管理する。

(環境管理本部の設置)

第6条 本市における率先行動計画を円滑に推進するため、環境管理本部を設置する。

2 環境管理本部の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(環境管理責任者)

第7条 環境管理責任者は、本市における率先行動計画の運用責任者として、率先行動計画の確立、実施、維持および管理を行う。

2 環境管理責任者は環境部長をもって充てる。

3 環境管理責任者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 環境側面並びに法的小よびその他事項の調査について、環境管理者に指示する。
- (2) 著しい環境側面並びに法的その他要求事項の登録票を作成し、環境管理総括者に報告する。
- (3) 環境目的および目標の案(変更時の検討案を含む)を環境管理本部へ提案する。
- (4) 環境目的および目標を決定する。
- (5) 環境関連事故および緊急事態の概要について、環境管理者から報告を受け、環境管理総括者に報告する。
- (6) 環境関連情報について、環境管理者から報告を受ける。
- (7) 率先行動計画の定期的な監視および測定による実行部門別の環境目的および目標並びに法規制およびその他事項との適合状況について、環境管理者から報告を受ける。
- (8) 環境目的および目標並びに法規制およびその他事項との不適合の是正措置の概要について、環境管理本部に報告する。
- (9) その他率先行動計画の確立、実施、維持および管理に関し必要な業務を行うとともに、情報等を定期的に環境管理総括者に報告する。

(環境管理委員会の設置)

第8条 率先行動計画に関する懸案事項等を協議するため、環境管理委員会を設置する。

2 環境管理委員会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(環境管理者)

第9条 環境管理者は、自らが所管する実行部門における率先行動計画の実施状況等を監理する。

2 環境管理者は、各実行部門の長をもって充てる。

3 環境管理者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 率先行動管理者に環境側面並びにその他事項について調査を指示し、取りまとめのうえ、環境管理責任者に報告する。
- (2) 率先行動管理者に実行部門の環境目的および目標を通知する。
- (3) 率先行動計画の実施状況の監視および測定並びに実行部門の環境目標達成状況の検証を行い、必要に応じて是正措置を行うとともに、環境管理責任者に報告する。
- (4) 緊急事態が発生または発生が予測される場合は、応急の措置等を講じ、環境管理責任者に報告する。

(環境管理委員)

第10条 環境管理委員は、環境管理者を補佐する。

2 環境管理委員は、各実行部門の庶務担当課長をもって充てる。

3 環境管理委員の責務は、次のとおりとする。

- (1) 実行部門における環境側面並びにその他事項について調査し、取りまとめのうえ、環境管理者に報告する。

(2) その他環境管理者の指示する事項を行う。

(率先行動管理者)

第11条 率先行動管理者は、実行部門各課の率先行動計画に基づく実施状況等を監視・評価し、その円滑な運用を管理する。

2 率先行動管理者は、各実行部門の各課長をもって充てる。

3 率先行動管理者の責務は、次のとおりとする。

(1) 環境側面、法的小よびその他事項について調査を行い、環境管理者に報告する。

(2) 所管または業務に関連する環境法令等についての制定および改廃の情報を環境管理責任者に報告する。

(3) 率先行動計画の実施状況の監視および測定を行う。

(4) 緊急事態が発生または発生予測される場合は、応急の措置等を講じ、環境管理者に報告する。

(5) 率先行動計画に関する職場研修を実施する。

(6) 法的小よびその他事項により必要とされる資格者を養成するため、関係職員を講習会等に参加させる。

(7) その他環境管理者が指示する事項を行う。

(率先行動推進員)

第12条 率先行動推進員は、率先行動管理者を補佐するとともに、率先行動管理者の指示する事項を行う。

2 率先行動推進員は、各課の庶務担当主査および係長をもって充てる。

(内部環境監査チームの設置)

第13条 率先行動計画において立案・計画した事項および実施状況などを監査するため、環境管理委員会内に内部環境監査チームを設置する。

2 内部環境監査チームの設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(環境管理事務局)

第14条 環境管理責任者の職務を補佐し、率先行動計画全般にかかる事項を調整するため、環境管理事務局を置く。

2 事務局長は、環境部環境政策課長をもって充てる。

3 事務局の庶務は、環境部環境政策課で処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、環境管理組織に関し必要な事項は、総括者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月13日から施行する。

附 則

第2条に戸井支所、恵山支所、椴法華支所、南茅部支所を追加する。

この附則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

第2条から会計課を削除し、病院局を追加する。

この附則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第5条第1項および第2項の助役を副市長に改める。

この附則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。